

第10回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成27年5月22日(金)
午後3時00分～午後5時00分

2、開催場所： 本部町役場2-2会議室

3、出席委員会 (8人)
会長 9番 比嘉 由具

委員 1番	太田 守隆	5番	大城 清一
2番	渡久地 真吾	6番	仲田 英夫
3番	高良 久	7番	我那覇 隆
		8番	知念 一義

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

- | | |
|--------|----------------------------|
| 議案第37号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第38号 | 農地法第5条による許可申請について |
| 議案第39号 | 非農地証明願いについて |
| 議案第40号 | 農地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借) |

6. 農業委員会事務局

- | | |
|------|--------|
| 事務局長 | 伊野波 盛二 |
| 農政班長 | 大瀬 兼愛 |

7、会議の概要

議長	ただ今から第10回本部町農業委員会の総会を開催いたします。 委員の出席について、事務局、報告お願いします。
事務局	全員、出席しております。
議長	事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、 会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。
	会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで しょうか。
議長	(異議なし) 異議がございませんので議事録署名員は5番委員と6番委員にお願いします。 書記は事務局職員にお願いします。
	会議についてお諮らい致します。 本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なし) 異議がございませんので、本日一日限りといたします。
議長	議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について 事務局より報告をお願いします。
事務局	議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第4条の規定による 許可及び同法施行規則第7条第1項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。
	1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。 番号1番 嘉津宇180、登記簿現況共に 畑、面積630m ² 181、登記簿現況共に 畑、面積517m ²
	申請人:本部町在住S氏 転用目的:駐車場 転用理由:代表を務める運送会社が2台増車予定であり、現駐車場は手狭な上、一部は借地 であるため、自己所有地を整備し、駐車場として利用したい。 農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地に該当する思われます。 現在、農振農用地に入っているが除外の見込みあり。
	添付資料説明
	番号2番 伊豆味2731、登記簿現況共に 畑、面積338m ² 2732、登記簿現況共に 畑、面積1,999m ² 2734、登記簿現況共に 畑、面積1,873m ² 2735-1、登記簿現況共に 畑、面積1,646m ² 2736、登記簿現況共に 畑、面積889m ²
	申請人:本部町在住U氏 転用目的:駐車場、資材置場 転用理由:代表を務める会社の駐車場および資材置場にしたい。 農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地に該当する思われます。 現在、農振農用地に入っているが除外の見込みあり。
	添付資料説明
	番号3番 大嘉陽398-6、登記簿現況共に 畑、面積322m ² 399-1、登記簿現況共に 畑、面積1,241m ²
	申請人:本部町にあるM企業 転用目的:太陽光発電施設 転用理由:太陽光発電システムを設置したい。 農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地に該当する思われます。

現在、農振農用地に入っているが除外の見込みあり。
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました、質疑に入れます。何か質問はありませんか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第37号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第37号は可決いたします。

次に進みます。

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について議案といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による
許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は5件です。

番号1番 瀬底158番地、登記簿現況ともに 畑、面積208m²

譲渡人:北谷町在住N氏

譲受人:本部町在住U氏

転用目的:駐車場

転用理由:三味線教室を週2回(火曜日、木曜日)を行っているが教室生徒が路上駐車を
しているため、駐車場に転用したい。

農地区分:第1種農地の例外:既存施設の拡張に該当すると思われます。

添付資料説明

番号2番 山里368番地、登記簿現況ともに 畑、面積1,118m²

譲渡人:本部町在住N氏

譲受人:那覇市にあるK企業

転用目的:太陽光発電施設

転用理由:太陽光発電事業をするため。

農地区分:小規模生産性の低い第2種農地に該当すると思われます。

添付資料説明

番号3番 謝花236-1番地、登記簿現況ともに 畑、面積327m²

譲渡人:本部町在住Y氏

譲受人:本部町在住N氏

転用目的:墓

転用理由:兄弟墓を作りたい。

農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地に該当すると思われます。

添付資料説明

番号4番 浜元537-1番地、登記簿現況ともに 畑、面積111m²

譲渡人:宜野湾市在住K氏

浜元540-1番地、登記簿現況共に 畑、面積305m²

譲渡人:宜野湾市在住K氏

譲受人:宜野湾市在住K氏

転用目的:店舗

転用理由:通り沿いに面し、眺望も良いため。

農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地に該当すると思われます。

添付資料説明

番号5番 埼本部1766番地、登記簿現況ともに 畑、面積304m²
譲渡人:名護市在住M氏
譲受人:本部町在住H氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:現在借家住まいのため、自己所有の住宅を建設したい。
農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地に該当すると思われます。
添付資料説明

議長 説明が終わりました。補足説明ありますか。

6番委員 順に補足説明していきたいと思います。
1番 濱底158:第1種農地ですが、駐車場がどうしても必要ということです。
2番 山里368:農地としての生産効率は低い土地です。
3番 謝花236-1:こちらも農地としての生産効率は低い土地です。
4番 浜元537-1:生産効率は低い農地。眺望は良くパーラーには適している。
5番 埼本部1766:両サイド住宅が建っていて真ん中だけが農地の状況です。

以上で補足説明終わります。

議長 補足説明終わりました。何か質問はありますか。
(異議なしの声あり)

議案第38号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第38号は可決いたします。

次に進みます。

議案第39号 非農地証明願いについて議案といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第39号 非農地証明願いについて
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条に規程する農地又は採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は8件です。

番号1番 願出人:大阪府在住U氏
申請農地:瀬底2271-1番地 面積1412m² 登記簿現況共に、畑
申請要旨:昭和47年の保存登記当時より県外在住のため、耕作しておらず、草が繁茂し雑木・岩石があり耕作できない。
所有者:大阪府在住U氏
添付資料説明

番号2番 願出人:本部町在住S氏
申請農地:石川343 面積784m² 登記簿、畑 現況、山林原野
申請要旨:長い間放置されていた為、雑木・雑草が生い茂り、耕作できない。
所有者:本部町在住I氏
添付資料説明

番号3番 願出人:本部町在住S氏
申請農地:崎本部4528-2番地 面積34m² 登記簿現況共に、畑
申請要旨:長い間放置され雑木雑草が生い茂り、また栗石碎石等で埋め土されているため耕作できない。
所有者:本部町在住I氏
添付資料説明

番号4番 願出人:本部町在住S氏

申請農地:新里632 面積779m² 登記簿、畠 現況、山林原野
申請要旨:周辺の海の塩害により畠地として利用できず、雑草雑木が繁茂した状態である。
所有者:宜野湾市在住T氏
添付資料説明

番号5番 願出人:本部町在住U氏
申請農地:崎本部4652 面積268m² 登記簿、畠 現況、山林原野
崎本部4653 面積112m² 登記簿、畠 現況、山林原野
崎本部4654 面積63m² 登記簿、畠 現況、山林原野
崎本部4655 面積179m² 登記簿、畠 現況、山林原野
崎本部4656 面積171m² 登記簿、畠 現況、山林原野
申請要旨:長い間利用しておらず雑草・雑木が生い茂り畠としての利用が困難である。
所有者:名護市在住U氏
本部町在住U氏
添付資料説明

番号6番 願出人:本部町在住M氏
申請農地:伊豆味2750-4 面積118m² 登記簿現況共に、畠
申請要旨:20年以上耕作されておらず、雑草が繁茂しており農地に適さない。
所有者:本部町在住M氏
添付資料説明

番号7番 願出人:名護市在住Y氏
申請農地:伊豆味2755 面積166m² 登記簿現況共に、畠
伊豆味2756-1 面積201m² 登記簿現況共に、畠
申請要旨:20年以上耕作されておらず、雑草が繁茂しており農地に適さない。
所有者:名護市在住Y氏
添付資料説明

番号8番、願出人:本部町在住U氏
申請農地:大堂197 面積415m² 登記簿現況共に、畠
申請要旨:30年以上前から放置され雑木が生い茂り畠として利用できる状態ではない。
所有者:本部町在住U氏
添付資料説明

議長 説明が終わりました。補足説明がありましたら、お願ひします。

7番委員 議案第39号 非農地証明願いについて補足説明いたします。

番号1番 濑底 坪数も結構大きくて草が短いところもあるが岩がある。皆で相談したい。

番号2番 石川 雜木・大木があり農業には向かないかと思う。

番号3番 崎本部 坪数は小さくて周りには墓が集団的にあり畠にするには向かない。

番号4番 新里 海側に土地があり、大木があつて農地には向かないと思います。

番号5番 崎本部 手前は草が短いが、奥の方は森林みたい。

番号6番 伊豆味 坪数は小さく、小屋等があり畠はできないと思う。

番号7番 伊豆味 雜木等が茂っていて農地としてはあまり価値がないと思う。

番号8番 大堂 10坪もない所で、左側は斜面になっている所もあり大木も茂ってました。

議長 補足説明が終わりました。何か質問ありますか。

(異議なしの声あり)

議案第39号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第39号は可決いたします。

次に進みます。

議案第40号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第40号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、
別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。

番号1番 申請農地:石川14番地 登記簿地目、原野 現況地目、畠 面積3,663m²
石川23-1番地、登記現況共に 畠、面積1,963m²

利用権を設定する者:本部町在住S氏

利用権の設定を受ける者:本部町在住K氏

利用目的:畠、10年間の使用貸借となっている。

添付資料説明

番号2番 申請農地:北里1120-1番地 登記現況ともに、畠 面積1,110m²
利用権を設定する者:本部町在住T氏

利用権の設定を受ける者:本部町在住T氏

利用目的:畠、20年間の使用貸借となっている。

添付資料説明

番号3番 申請農地:備瀬1674番地 登記現況ともに、畠 面積1,924m²
備瀬1737番地 登記簿現況共に、畠 面積2,642m²

利用権を設定する者:那覇市在住B氏

こちらは所有者が亡くなっています、過半数の同意による
利用権設定になっております。

利用権の設定を受ける者:本部町在住T氏

利用目的:畠、5年間の賃貸借となっている。

添付資料説明

番号4番 申請農地 並里378-1 登記簿地目、畠 現況地目、原野 面積1,992m²
並里379 登記簿地目、畠 現況地目、原野 面積564m²

並里380 登記簿地目、畠 現況地目、原野 面積1,722m²

並里384 登記簿地目、畠 現況地目、原野 面積577m²

並里390-1 登記簿地目、畠 現況地目、原野 面積711m²

並里390-4 登記簿地目、畠 現況地目、原野 面積442m²

並里405-1 登記簿現況共に、畠 面積1,771m²

伊野波1284-1 登記簿地目、畠 現況地目、原野 面積120m²

伊野波1288-1 登記簿地目、畠 現況地目、原野 面積646m²

利用権を設定する者:本部町在住H氏

こちらは所有者が亡くなっています、過半数の同意による
利用権設定になっております。

利用権の設定を受ける者:那覇市在住T氏

利用目的:畠、5年間の使用貸借となっている。

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。

(異議なしの声あり)
議案40号は提案通り認めてよろしいですか。
(異議なしの声あり)
異議なしということで、議案40号は可決します。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 17時00分

議事録署名員

5番 大城 清一
6番 仲田 英夫



本部町農業委員会会長
会長 比嘉 由具

